

回 覧

平成26年5月1日（三股町）

.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

- 【分 類】 【No.】 【内 容】
- ① 募 集 表紙 ◆「^{せんてい}剪定・造園基礎講習」の受講者を募集します
- ② 催 し 1. 2 ◆5月23～25日は、みまた演劇フェスティバル『まちドラ！』
— まちなかで、ドラマ（演劇）に、出会える町 —
3 ◆（公社）日本青年会議所九州地区宮崎ブロック協議会主催の講演会
を実施します（参加無料）
- ③ 講座・教室 ◆平成26年度就業支援講習会 調理師試験準備講習会の受講生を
募集します
4 ◆弓道教室の生徒を募集します
- ④ お知らせ ◆国民年金保険料の免除申請対象期間が拡大されます
5. 6 ◆「ずっと住みたいまちづくり協働推進事業」をお知らせします
7 ◆土砂災害に備える！ 第2地区で「防災訓練」を実施します
7. 8 ◆平成26年度 軽自動車税の身体障害者などに対する減免申請を
受け付けます
9 ◆「緑の募金」にご協力ください
◆木造住宅の耐震診断を実施します
- ⑦保健と福祉 10 ◆65歳以上の町内在住者の皆さん「みまたん元気の湯」を利用
（高齢者）してみませんか～土・日曜日に利用できるようになりました～
- ⑨ 相 談 ◆「こころの健康相談」を実施します
11 ◆「人権相談」を実施します
◆「ふれあい福祉相談」を実施します
◆「交通事故無料相談」を実施します



① 募 集

◆「^{せんてい}剪定・造園基礎講習」の受講者を募集します

受 講 料	無 料
募 集 人 員	15人
講 習 名	剪定・造園基礎講習
対 象 者	ハローワークに求職登録しているおおむね55歳以上のシニア世代の人
実 施 場 所	都城市カンガエールプラザ ほか
講 習 期 間	6月20日（金）～7月3日（木）【土日を除く10日間】
申 込 締 切	6月11日（水）必着
申 し 込 み	ハローワーク都城、三股町シルバー人材センターに置いてある所定の申込書を宮崎県シルバー人材センター連合会宛てに郵送またはファクスにてお申し込みください。申し込み後、受講者選考を行います。

※お問い合わせは、（社）宮崎県シルバー人材センター連合会

住所：〒880-0867 宮崎市瀬頭2丁目6番14号

（☎ 0985-31-3775）

（FAX 0985-31-3776）をお願いします。



◆ 5月23～25日は、みまた演劇フェスティバル『まちドラ！』 — まちなかで、ドラマ（演劇）に、出会える町 —

5月23日〔金〕～25日〔日〕は、まちなかの特設5劇場で、気軽に
ドラマ（＝演劇）を楽しんでいただける、とっておきの週末です。
名付けて、**みまた演劇フェスティバル『まちドラ！2014』**

特設劇場は「えき劇場＝M★ういんぐ（JR三股駅内）」「よつかど劇場＝
武道体育館横」「みちばた劇場＝旧・商工会館」「まちC a f e（カフェ）劇場
＝三股町体育館東側」「わが町の劇場＝三股町立文化会館」の五つです。

どの公演も低価格です。お散歩に出掛ける気分で、お気軽にお楽しみくだ
さい。「**プログラム**」を、**次ページで紹介しています。**

■「まちドラ！」では、三つの楽しみ方（読む・書く・^み観る）を用意しました

①ヨムドラ！＝「読む、ドラマ」

みまた町民×新鋭演出家＋九州屈指の劇団・ユニット

5月24日〔土〕午後0時30分～・25日〔日〕午前9時30分～（プログラム参照）

毎年恒例『ヨムドラ！』。2013年度の三股の戯曲講座で生まれた短編7作品を、
リーディング作品として上演します。

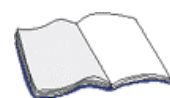
ことは、公募で集まった町民25人が九州の新鋭演出家とともに3チームを編成
し3作品を、また九州屈指の劇団・ユニットが演じる4作品を、まちなか（街中）
に特設する4劇場を歩いていただきながらお楽しみいただきます。街角で出会うかも
しれない「オプション企画」もお楽しみに！！昨年大好評だった「ツアコン」が今年も登
場します！どうぞ「空想と想像の世界」をお楽しみください。

②カクドラ！＝「書く、ドラマ」

体験型戯曲講座「90分でせりふ書いてみる？」

5月23日〔金〕午後7時30分～ 三股町立文化会館

90分の“体験型”戯曲講座を開きます。（無料ですが、事前申し込みが必要です）
戯曲とは「演劇の台本」のこと。90分で短い会話をつないで、演劇のせりふにする…
自分だけの「ドラマ」を書いてみませんか？書き上げた作品は、「まちドラ！」に参加
した俳優たちが、実際に声に出して読んでくれるという、特典付きです。



③ミルドラ！＝「^み観る、ドラマ」

北九州の演劇ユニット、^{ありかどうしようたるう}有門正太郎プレゼンツが「とんちんかんちん」を上演

5月24日〔土〕午後7時30分～・25日〔日〕午後4時～ 三股町立文化会館

文化会館では優れた演劇作品を招へいして上演します。ふらりと「ヨムドラ！」を楽
しんで、最後のシメは「ミルドラ！」で。今年は、北九州を拠点とする演劇ユニット「有
門正太郎プレゼンツ」の『とんちんかんちん』を上演。年代問わず楽しめるコントを目
指し“笑いに全身全霊をかける”通称「ありプレ」。「演劇なんて…」という人にこそ観
ていただきたい！笑いに満ちた時間は、笑劇？ 衝撃！ ご期待ください。

■特別企画も用意します

①クロス・トーク！＝「まちのこと、九州のこと」／

まちドラ！に集う舞台芸術家・演劇人たちが、いまを、これからを、語る

5月25日〔日〕午後5時30分～ 三股町立文化会館

九州各地からのお客さま、演劇人たちがこれだけ集結するめったにない機会。皆さん
の活動や夢を語っていただき、まちドラ！2014のフィナーレを飾ります。

②まちドラ！×MJ／北九州と熊本が5分でつながる？夢の超特急でお芝居のハシゴを

MJ（都城市総合文化ホール）でも演劇作品が上演されます

5月24日〔土〕午後7時～・25日〔日〕午後1時～ 都城市総合文化ホール

期間中、都城市「MJホール」では、熊本の劇団「ゼロソー」が『チッタチッタの抜け
殻を満たして、と僕ら』を上演します。この日このときJRに乗れば、「まちドラ！」で
上演する“北九州”と、MJで上演する“熊本”が5分でつながる“夢の超特急”。どの
作品をいつ見るか？ 悩ましいけれどこんなお得な機会はめったにありません。お見逃し
なく！

■料 金（詳細は「三股町立文化会館 WEB サイト」にてご確認ください）

□セット・チケット／まちドラ！セット＝3,000円（限定販売）

ヨムドラ！セット＝1,500円（中学生以下無料）

□単品・チケット／ミルドラ！＝一般2,000円、大学生以下1,500円

ヨムドラ！＝300円（中学生以下無料）

□無料企画／カクドラ！＝無料（事前にお申し込みが必要です）

クロス・トーク！＝無料（ご自由にお越しく下さい）

※電話予約可 ※WEB予約可 ※全席自由 ※上演日時指定

※前売完売の場合「当日券」は販売しないことがあります

■『まちドラ！』プログラム

◎5月23日〔金〕

午後7時30分～ @わが町の劇場 カクドラ！（90分の体験型戯曲講座）

◎5月24日〔土〕

	5月24日〔土〕				
	ヨムドラ！ えき劇場	ヨムドラ！ よつかど劇場	ヨムドラ！ みちばた劇場	Cafeドラ！ まちCafe劇場	ミルドラ！ 文化会館
12:00					
13:00	12:30-13:00 『案内人のカルテ』 演劇ユニット箱庭				
14:00		13:30-14:00 『シルバー クレイドル』 町民チームB			
15:00			14:30-15:00 『劇的タイム』 万能グローブ ガラバゴスダイナモス		
16:00	16:00-16:30 『まある』 町民チームA			15:00-16:00 —まちCafeタイム— 『銀河伝説』 ザ・わざおきーず	
17:00		17:00-17:30 『めい（迷）』 劇団水中花			
18:00			18:00-18:30 『日々跨ぐ彩り』 町民チームC		
19:00					
20:00					19:30- 『とんちんかんちん』 有門正太郎プレゼンツ
21:00					

◎5月25日〔日〕

	5月25日〔日〕				
	ヨムドラ！ えき劇場	ヨムドラ！ よつかど劇場	ヨムドラ！ みちばた劇場	Cafeドラ！ まちCafe劇場	ミルドラ！ 文化会館
9:00					
10:00			9:30-10:00 『日々跨ぐ彩り』 町民チームC		
11:00		10:30-11:00 『めい（迷）』 劇団水中花			
12:00	11:30-12:00 『まある』 町民チームA			12:00-13:00 —まちCafeタイム— 『銀河伝説』 ザ・わざおきーず	
13:00			13:00-13:30 『劇的タイム』 万能グローブ ガラバゴスダイナモス		
14:00		14:00-14:30 『シルバー クレイドル』 町民チームB			
15:00	15:00-15:30 『案内人のカルテ』 演劇ユニット箱庭				
16:00					16:00- 『とんちんかんちん』 有門正太郎プレゼンツ
17:00					
18:00					17:30- クロス・トーク！

◎5月24日〔土〕 午後7時～ ・ 25日〔日〕 午後1時～

@都城市総合文化ホール 劇団ゼロソー『チッタチッタの抜け殻を満たして、と僕ら』

※ご予約は「電話」「文化会館WEBサイト」でも承ります（[三股町立文化会館](#) で検索）

※電話予約＝三股町立文化会館：☎51-3462（午前9時～午後5時・月曜休館）

WEB予約＝<http://www.town.mimata.lg.jp/bunka/>

※お問い合わせは、町立文化会館（☎51-3462）にお願いします。

◆ (公社)日本青年会議所九州地区宮崎ブロック協議会主催の
講演会を実施します (参加無料)

(公社)日本青年会議所九州地区宮崎ブロック協議会では、第40回宮崎ブロック大会 西都大会において、次の通り講演会を実施します。お気軽にご参加ください。

期 日	6月1日(日)
時 間	午後0時45分～5時(開場は午後0時10分)
場 所	西都市民会館(西都市小野崎2丁目49番地)
内 容	◎第1部:～輝ける日本人であるために～聞いておきたい日本の話。(講師:田母神俊雄氏、山本みずき氏) ◎第2部:地域活性化フォーラム～私ができることあなたができること～(講師:藤井聡 ^{さとし} 氏)
料 金	無 料
後 援	宮崎県、西都市、宮崎県教育委員会、西都市教育委員会、 (一社)宮崎県商工会議所連合会、(福)宮崎県社会福祉協議会

※お問い合わせは、
(公社)日本青年会議所九州地区宮崎ブロック協議会
ブロック大会実行委員長 弓削 耕一郎
(☎090-7381-5448)にお願いします。



③ 講座・教室

◆ 平成26年度就業支援講習会
調理師試験準備講習会の受講生を募集します

対 象 者	○宮崎県内のひとり親家庭の母、父および寡婦で調理実務経験が2年以上あり、県で行われる調理師試験を受験する人 ○講習会の全日程に出席できる人
講 座 の 内 容	調理師試験準備講座(18時間) 会場:宮崎県福祉総合センター本館2階(宮崎市原町2番22号) 定員:30人程度
開 催 日 時	6月28日(土)、7月5日(土)、7月12日(土)の3日間 午前9時～午後4時
受 講 料	無料(ただし、テキスト代約3,000円は受講生負担となります)
申 し 込 み	①平成26年度就業支援講習会受講申込書 (様式は、ホームページからダウンロードしてください) ②調理師試験受験願書の写し ③児童扶養手当証書の写し ①～③の書類を準備の上、申込期限までにお申し込みください。
申 込 期 限	5月30日(金)※申し込み多数の場合、事務局で選考します。
願 書 提 出 先	平成26年度宮崎県調理師試験の願書提出先は県内各保健所です。

※お申し込み・お問い合わせは、
宮崎県母子寡婦福祉連合会
〒880-0007 宮崎市原町2-22(☎/FAX 0985-22-4696)
ホームページアドレス
<http://www.miyazaki-catv.ne.jp/~kenboren/index.html>
にお願いします。



◆ 弓道教室の生徒を募集します



平成26年度「三股町弓道教室」を開催します。興味のある人は、奮ってご参加ください。

【開催期日】

月	曜日	日（計10回）	時 間
6月	火曜	3日、10日、17日、24日	午後7時30分 ～9時30分
	木曜	5日、12日、19日、26日	
7月	火曜	1日	
	木曜	3日	

【開催場所】三股町弓道場

【対象者】中学生以上。年齢・経験・性別に関係なく誰でも参加できます。ただし、中高生は学校の部活動生（弓道部）以外が対象です。また中学生は保護者の同伴が必要となります。

【定 員】15人程度（先着順）

【受講料】2千円（貸し出し道具代、テキスト代込み）

【服 装】運動に適した服装でお越しください。なお道場内では靴下、または白足袋の着用をお願いします。

【申込期限】5月20日（火）まで（定員になり次第締め切ります）。

【主 催】三股弓道愛好会、宮崎県弓道連盟北諸支部

【後 援】三股町教育委員会



※お申し込み・お問い合わせは、

三股町弓道愛好会 代表 迫田次郎（☎51-0753）

町教育委員会 教育課 スポーツ振興係

（☎52-1111・内線433・434）をお願いします。

④ お知らせ

◆ 国民年金保険料の免除申請対象期間が拡大されます

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある人へ

国民年金は、所得が少ないときや失業などにより保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

平成26年4月から、過去2年1カ月分の免除申請ができるようになりましたのでお知らせします。

○ これまで、過去分の国民年金保険料の免除（※）が受けられる期間は、申請の直前の7月（学生納付特例は直前の4月）までの1年以内でした。

（※）「免除」とは、全額免除、一部免除（4分の3、半額、4分の1）、若年者納付猶予、学生納付特例のことです。

○平成26年4月からは、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請できるようになりました。

【失業などの特例免除の対象期間も拡大されます】

○ 災害・失業などを理由とした免除（特例免除）は、これまで、申請時点の年度または前年度に災害・失業などの理由があることが条件となっていました。

○平成26年4月からは、災害・失業などの前月から災害・失業などがあった年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができるようになります（平成26年3月以前にあった災害・失業も対象となりますが、過去分の審査対象期間は、2年1カ月前までです）。

【申請方法】

三股町町民保健課または都城年金事務所に申請してください。

必要な添付書類など、詳しくは申請先までお問い合わせください。

◆ご注意ください◆

●2年1カ月前の月分まで免除申請をすることができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れなかったり、失業などの特例免除が受けられない場合がありますので、速やかに申請してください。

●申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行うため、免除が承認されない場合があります。なお全額免除と一部免除は配偶者および世帯主、若年者納付猶予は配偶者についても所得審査を行います。配偶者や世帯主が失業などに該当する場合、免除を受けられる場合があります。

※お問い合わせは、町民保健課（1階 ③番窓口）

（☎52-1111・内線113）をお願いします。



◆ 「ずっと住みたいまちづくり協働推進事業」
をお知らせします

※都市整備課では、次の事業に取り組む団体を募集します。

1 備品等貸出事業

(1) 事業内容

自主的な公益活動に対して備品などの貸し出しを行います。

(2) 貸し出しを行なう備品など

番号	貸出備品名	貸出数量	貸出場所	貸し出し条件など
1	2トントラック	1	町役場	普通自動車免許
2	軽トラック	1	町役場	普通自動車免許
3	自走式芝刈り機	2	町役場	
4	草刈り機	5	町役場	
5	作業中安全看板	4	町役場	
6	安全ポール	50	町役場	
7	作業用ヘルメット	10	町役場	
8	作業用安全チョッキ	10	町役場	

(3) 貸し出し日時

- ・貸出日：土曜日、日曜日および国民の祝日
※12月29日（月）～平成27年1月4日（日）を除く。
- ・貸出時間：午前8時～午後6時
※ただし、町の公務使用に支障がある場合は使えません。
※2の道路等環境整備事業実施者は優先して使用可。

(4) 使用できる団体

- ・自治会
- ・老人クラブ
- ・PTA、子ども会、幼稚園、保育園の父母会などの教育関係団体
- ・体育協会、文化協会、スポーツ少年団などの文化・スポーツ関係団体
- ・社会福祉協議会登録のボランティア団体
- ・特定非営利活動法人 など

(5) 使用できる活動

町内の道路、河川、公園、学校その他公共施設などの環境美化活動
の用に供すると認められる活動 ほか

(6) 申し込み方法

使用したい備品の種類や日時などを所定の申請書に記載し、
必要な書類とともにご利用される **3日前までに提出**してください。

貸出備品が**重複した場合は、先に申し込んだ団体を優先して貸し出します。**

2 道路等環境整備事業

(1) 事業内容

町道の草刈り作業と刈り草の集草作業。

**※別図の作業箇所を、8月までに1回目を、2回実施する場合は、
12月までに2回目**の作業を行ってもらいます。

(2) 実施対象団体

- ① 公民館などの自治会・水利組合・土地改良などの地域団体
- ② 企業（工場周辺の企業職員による作業）
- ③ 特定非営利活動団体・ボランティア団体 など

(3) 奨励金

1回1区あたり10円（2回を上限とし、10万円まで支給）

(4) 申込方法

5月30日（金）までに申請書を提出ください。

※申請書は都市整備課までお問い合わせください。

(5) 実施団体の決定

**応募多数の場合は、作業条件・地域性を比較して最適な団体を町都市
整備課にて選考します。**

※お申し込み・お問い合わせは、

都市整備課 施設管理係（2階 ⑨番窓口）

（☎ 52－1111・FAX 52－4944・内線252）

にお願いします。

[illegible]

◆ 土砂災害に備える！ 第2地区で「防災訓練」を実施します

出水期が近づき、台風や大雨による被害が心配される時期となりました。町では次の通り土砂災害に対する防災訓練を実施し、情報伝達手段の確認、避難所・避難経路などの確認を行い、警戒避難体制の強化を図ります。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

- ① 実施日時 6月1日（日） 午前9時～正午
- ② 実施地域 第2地区 ※避難所（講習会場）は第2地区交流プラザ
- ③ 参加機関 上米・中米・櫛田・谷自治公民館(自主防災組織)、三股町、三股町消防団、宮崎県砂防課、都城土木事務所、都城警察署、
- ④ 訓練内容 情報伝達訓練・避難訓練・土砂災害についての講習会

◆ 「土砂災害警戒情報」の発表にご注意ください



・土砂災害警戒情報とは

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告などを発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する情報です。

・三股町に発表されたら

この警戒情報が三股町に発表された場合、町では避難勧告の発令や発令地域の検討に入ります。なお、警戒情報は、テレビなどで放送されますので、危険箇所付近に住んでいる人は、早めの避難を心掛けてください。

・避難勧告が発令されたら

町が避難勧告を発令した場合には、広報車、消防車、行政無線、テレビなどでお知らせします。発令された地域の皆さんは、速やかに地域の避難所などへ避難してください。



※お問い合わせは、総務課 危機管理係（2階 ⑧番窓口）
（☎52-1111・内線231、233）をお願いします。

◆ 平成26年度 軽自動車税の身体障害者などに対する
減免申請を受け付けます

4月1日現在、軽自動車税の納税義務者で、軽自動車税の身体障害者などの減免を希望する人は次の通り申請手続きをお願いします。

受付期限	5月26日（月）午後5時まで（ただし、土・日・祝日を除く） ※受付期日を過ぎると受け付けできません。ご注意ください。
必要なもの	① 障害を証明するもの（身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など） ② 運転免許証 ③ 車検証 ④ 印かん（認め印可） ※家族が運転する場合、各種証明書が必要となる場合があります。
該当する人	障害の内容や等級により異なります。 次ページの「身体障害者など減免適用範囲表」で確認してください。
その他	① 普通自動車税でも同様の制度があります。 （手続き先：都城県税・総務事務所 ☎ 23-4516） ※ 普通自動車と軽自動車と両方該当する場合はどちらか一方（1台）に限られます。 ② 1度受け付けた減免申請は、納期〈6月2日（月）〉以降は取り消しできません。

※お問い合わせは、税務財政課 住民税係（1階 ⑤番窓口）
（☎52-1111・内線133・134）をお願いします。



【身体障害者など減免適用範囲表】

手帳の種類・障害区分		本人運転	生計同一者または 常時介護者運転
身体障害者手帳	視覚障害	1 級～3 級・4 級の 1	
	聴覚障害	2 級・3 級	
	平衡機能障害	3 級	
	音声機能障害	3 級(咽頭摘出手術を受けた人に限る)	
	上肢不自由（上肢機能障害）	1 級、2 級の 1・2 級の 2（両上肢に障害があり、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社運賃減額欄に第 1 種と記載のある人に限る）	
	下肢不自由（下肢機能障害）	1 級～6 級	1 級、2 級・3 級の 1
	体幹不自由（体幹機能障害）	1 級～3 級・5 級	1 級～3 級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級・2 級（両上肢に障害がある人に限る）
		移動機能	1 級～6 級 1 級～3 級（3 級のうち一 下肢のみの運動機能障害を除く）
	心臓・じん臓・呼吸器・膀胱 または直腸・小腸の機能障害	1 級・3 級	
ヒト免疫機能障害 肝臓機能障害		1 級～3 級	
併合障害		1 級～4 級	1 級～3 級

手帳の種類・障害区分		本人運転	生計同一者または 常時介護者運転
戦傷病者手帳	視覚障害・聴覚障害 平衡機能障害	特別項症～第 4 項症	
	音声機能障害	特別項症～第 2 項症 （咽頭摘出手術を受けた人に限る）	
	上肢不自由（上肢機能障害）	特別項症～第 3 項症	
	下肢不自由（下肢機能障害）	特別項症～第 6 項症・ 第 1 款症～第 3 款症	特別項症～第 3 項症
	体幹不自由（体幹機能障害）		特別項症～第 4 項症
	心臓・じん臓・呼吸器・膀胱 または直腸・小腸の機能障害	特別項症～第 3 項症	
	療育手帳	総合判定 A	総合判定 A （ただし、特別支援学校への通学に使用する人については、B 1・B 2 を含む）
精神障害者保健福祉手帳		障害等級 1 級	

【自動車の運転者と所有者の関係など】

運転者	身体障害者などの状況		所有者（取得者）	使用目的	
身体障害者など本人			身体障害者など本人	目的は問わない	
身体障害者などと生計を一にする人	下記以外の人	身体障害者などが 18 歳以上	身体障害者など本人	も っ ぱ ら	身体障害者 などの 1 通院 2 通学 3 通所 4 生業 など
		身体障害者などが 18 歳未満			
	減免対象となる障害の級等の療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人		身体障害者などと生計を一にする人		
身体障害者などのみで構成される世帯に属する身体障害者などを常時介護する人			身体障害者など本人	日常的に	

◆「緑の募金」にご協力ください

(社)宮崎県緑化推進機構は「県民参加の森林づくり」を目指して「緑の募金」を行っています。皆さんの善意によって集まった「緑の募金」は、森林づくりボランティア活動などによる森林の整備、緑化の推進、国際緑化協力に使われます。

明るく住みよい未来に向けて、緑豊かな郷土を築くため、皆様のご支援とご理解をお願いします。

＜平成25年度の募金額＞ 129万5,400円
全額宮崎県緑化推進機構に納付しました。皆様のご協力、誠にありがとうございました。
○平成25年度の使途（金額）
・森林の整備
各小学校林など整備事業・・・27万6,648円
・緑化推進
緑化推進事業（公園などへの植栽）・36万1,200円
・みどりの少年団 活動費助成・・・15万円

募金期間 5月31日（土）まで

※お問い合わせは、
三股町みどりの推進会議事務局（産業振興課 農林整備係）
（☎52-1111・内線333）をお願いします。



◆ 木造住宅の耐震診断を実施します

近年、大地震が頻発^{ひんぱつ}しており、家屋の倒壊などにより死傷者や避難者が出ています。

こうした状況を受け、町では1981（昭和56）年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震性の向上を図り、安全で安心して暮らせる住まいづくりの実現を目指すため、木造住宅の耐震診断・耐震改修の費用の一部を補助します。

希望する人は、お問い合わせください。

1. 耐震診断

項 目	内 容
対象建築物	1981（昭和56）年5月31日以前に着工された木造住宅で、現に完成しているもの。
耐 震 診 断	「木造住宅の耐震診断と補強方法」（（財）日本建築防災協会発行）による耐震診断。
耐震診断費用	1棟当たり6万円のうち、 <u>個人負担は6,000円</u> です。残りの5万4,000円を国・県・町で負担します。
実 施 方 法	町が宮崎県木造住宅耐震診断士に委託して、耐震診断を行います。
棟 数	5棟（定数に達し次第、締め切ります）

2. 耐震改修など ※耐震診断を行っていることが条件です。

項 目	内 容
耐震改修工事	①改修工事 耐震診断の結果、評価点が1.0未満（倒壊する可能性がある）または、0.7未満（倒壊する可能性が高い）のものを、 <u>1.0以上</u> （一応倒壊しない）とする改修工事を指します。 ②改築工事 耐震診断の結果、評価点が0.7未満（倒壊する可能性が高い）のものを、 <u>1.5以上</u> （倒壊しない）とする改築工事をいいます。
補 助 額	・評価点が0.7未満の場合（限度額75万円） 改修工事費と、対象住宅の延床面積に3万2,600円を乗じて得た額のいずれか小さい方の金額の2分の1以内。 ・評価点が0.7以上の場合（限度額50万円） 改修工事費と、対象住宅の延床面積に3万2,600円を乗じて得た額のいずれか小さい方の金額の3分の1以内。
棟 数	約4棟（予算に達し次第、締め切ります）

3. 耐震アドバイザー派遣

木造住宅の耐震に係る相談や地域での普及活動を行うアドバイザーを派遣します。

※お申し込み・お問い合わせは、都市整備課 建築係（2階 ⑨番窓口）
（☎52-1111・内線242）をお願いします。



⑦ 保健と福祉（高齢者）

◆ 65歳以上の町内在住者の皆さん
「みまたん元気の湯」を利用してみませんか
～土・日曜日に利用できるようになりました～

町総合福祉センター「元気の杜^{もり}」のお風呂について、次の条件に該当する人に限り、土曜日・日曜日に利用できるようになりました。

対 象	自力で入浴ができる町内在住者で65歳以上が対象。事前の許可は不要です。
利 用 料	1回200円 ◎タオル、せっけん、シャンプーなどはご持参ください（販売もあります）
利用時間	午前10時～午後3時
休 館 日	年末年始・土日が祝日となる日は休館日です。
そ の 他	◎休憩室やあんま器の利用は無料です。 ◎グラウンドゴルフ用品の利用は無料です。 ◎団体での利用も可。例えば老人クラブなどの総会の場所として利用できます。 ◎団体の場合は申し込みが必要です。 開設：三股町、運営：三股町社会福祉協議会

●詳細はお問い合わせください。

※お問い合わせは、
三股町社会福祉協議会（☎52－1246または57－8555）
にお願いします。



⑨ 相 談

◆ 「こころの健康相談」を実施します



ご家族や関係者からの相談も受け付けます。ぜひ、ご利用ください。

項 目	内 容
期 日	5月15日（木） 6月23日（月） 7月17日（木） ☆原則として毎月第3木曜日になります。
時 間	午後1時30分～4時
場 所	都城保健所（都城市上川東3－14－3）
相 談 体 制	保健師が事前に相談を受け、必要と思われる人については医師による相談（予約制）を行います（無料）。
相 談 内 容	① 精神科の病気、心の健康に関する問題など、精神保健一般 ② 不眠、抑うつ、過食・拒食、リストカット、引きこもりなど ③アルコール依存、薬物問題、そのほかの依存など
申 し 込 み	事前に下記、保健所保健師（疾病対策担当）へご相談ください。

都城保健所管内は県内でも自殺死亡率が高い状況にあります。自殺した人の背景には、心の病気などがあるにもかかわらず、気軽に精神科などの専門医を受診できない状況もあるため、保健所では随時相談を受け付けています。

※お申し込み・お問い合わせは、
都城保健所 疾病対策担当保健師（☎23－4504）にお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭関係（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣関係、金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」にも応じています。お気軽にご相談ください。* 予約は不要です。

★特設人権相談

期 日	担 当 者
6 月 4 日（水）	山之内 絹代

- 1. 時 間： 午前 1 0 時～午後 3 時
- 2. 場 所： 総合福祉センター「元気の杜」

★常設人権相談

- 1. 日 時： 平日の午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分
- 2. 場 所： 宮崎地方法務局都城支局
（都城合同庁舎 5 階相談室）
- 3. 担当者： 人権擁護委員・法務局職員



※ お問い合わせは、

- ・ 特設人権相談： 総務課 行政係（2 階 ⑧番窓口）
（☎ 5 2－1 1 1 1・内線 2 3 2）
- ・ 常設人権相談： 宮崎地方法務局都城支局（☎ 2 2－0 4 9 0）
をお願いします。



◆「ふれあい福祉相談」を実施します

社会福祉協議会では、生活上の問題、結婚・離婚・金融上のもめ事や介護など、あらゆる相談を受け付けます。

また電話での相談も行います。

- 日 時： 毎日 午前 9 時～午後 5 時
（土・日・祝日は除きます）

- 場 所： 総合福祉センター「元気の杜」



※ お問い合わせは、社会福祉協議会（☎ 5 2－1 2 4 6）をお願いします。

◆「交通事故無料相談」を実施します

都城地区交通安全対策協議会では、交通事故の相談を充実させるため、無料相談を行っています。交通事故で困った事などありましたら、何でもご相談ください。

- 日 時： 毎日 午前 9 時～午後 4 時
（水・土・日・祝日は除きます）

- 場 所： 都城市役所 2 階 生活文化課内

★事前に、電話にてお問い合わせください。

※お問い合わせは、

都城地区交通事故相談所（☎ 2 3－0 9 4 4）をお願いします。

